

「京都・和食の祭典 2024～京の食文化発信～（仮）」開催事業 業務委託仕様書

1. 業務概要

(1) 委託業務の名称

「京都・和食の祭典 2024～京の食文化発信～（仮）」開催事業業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の目的

さまざまな世代を対象に、和食の真髄である京料理をはじめ和食や京都の食の魅力を感じることができる多角的なイベントとして和食文化を保護し、次世代に継承するとともに、京都の料理人により継承されてきた「京料理」が国の登録無形文化財への登録1周年を迎えたことや「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産への登録10周年を迎えたこと、明治以来初の中央省庁移転となる文化庁の京都移転が行われたことを契機に、京料理や和食をはじめとする京都の食文化等の魅力を国内外に発信し、観光誘客や産業振興を促進することを目的とする。

(3) 業務の委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 主催

日本料理文化博覧会実行委員会及び文化庁連携プラットフォーム（以下、「委託者」という。）

(5) 内容

(1) 名称

「京都・和食の祭典 2024～京の食文化発信～」(以下、「本事業」という。)

(2) 実施内容

① シンポジウム

■開催日時 令和6年2月25日（日）13時30分～15時30分（予定）

■会場 みよこめっせ1階展示場

■内容 ア 「和食・京料理」等の食文化に関する講演及びパネルディスカッション

イ 「和食・京料理」等の食文化に関する展示会

（例：京都の料亭等で用いられる、食器、しつらい等の展示や京都の食文化の魅力が伝わる紹介パネルや動画等）

ウ 京料理店との連携による「特別和食弁当」等の限定販売

② 京の食文化発信

■開催日時 令和6年2月24日（土）、25日（日）10時～16時（予定）

■会場 岡崎公園一帯

■内容 ア 「京都の食材」を生かしたフード等の販売ブース

- イ 「和食・京料理」等の京都の食文化に関する展示会
(例：京都の料亭等で用いられる、食器、しつらい等の展示や
京都の食文化の魅力が伝わる紹介パネルや動画等)
- ※①シンポジウム（屋外イベント）のイと同様
- ウ 「京の食文化」をテーマとしたステージプログラム等

2 業務の内容

(1) 全体企画に関すること

上記「1（5）内容」に加え、本事業の目的を達成するため、委託業務の範囲内で最大限の効果を生み出すよう十分に検討し、提案すること。

なお、提案書の作成に際しては、京都における和食文化の歴史・背景を十分理解して作成すること。

さらに、これまで開催した「京都・和食の祭典」の実施内容を踏まえた内容とすること。

ただし、実施にあたっては、提案内容に基づき、委託者と調整すること。

①シンポジウム

ア 「和食・京料理」等の京都の食文化に関する講演及びパネルディスカッション運営業務

- ・進行台本の制作、登壇者及び会場との調整（レイアウト及び設営を含む）を行うこと。
ただし、登壇者の選定については委託者が行うこととする。
- ・広く一般向けに参加者を募り、当日は300名の聴講者を集めること。
- ・基調講演及びパネルディスカッションを文字・動画で記録すること。
- ・記録した動画の配信及びダイジェスト版（15～20分程度を想定）を制作し、当業務終了後も十分な広報を行うこと。京都・和食の祭典のWebサイト上で配信や広報を行うこと。<https://washoku-kyoto.jp/>
- ・その他、委託者以外の団体等が同時にイベントを開催する場合は、当該イベント委託者との内容等の調整も行うこと。

イ 「和食・京料理」等の京都の食文化に関する展示会

- ・和食や京料理をはじめとする京都の食を中心とした食文化に関する展示とともに京都の食文化に関する解説パネル等を制作し、各出店ブース及び会場内の周遊促進につながる位置に点在させ設置すること。
- ・食文化に関する展示には、テーマを設定し、道具や料理そのものを展示するなど、来場者が食文化への知識をさらに深めることができる内容とすること。
- ・展示物について借入等の必要がある場合は、事前に関係者と調整すること。借入に当たっては、一切、滅失及び毀損することなく、業務終了後は速やかに返却すること。
借入期間中は、保険に加入する等し、盗難やいたずらへの対策を十分にとること。万一、滅失及び毀損した場合は、受託者が一切の責任を負うこと。
- ・パネルは、委託者が用意した基礎データのレイアウト、フォント、サイズ等を加工すること。枚数は30枚程度用意すること。

- ・動画は、過去に主催者が制作した動画を放映すること。
- ・実施した展示の内容がわかる記録
- ・当業務終了後も十分な広報を行うこと。京都・食文化の祭典の Web サイト上での広報もすること。<https://washoku-kyoto.jp/>
- ・その他、主催者以外の団体等が同時にイベントを開催する場合は、当該イベント主催者との内容等の調整も行うこと。

ウ 京料理店との連携による「特別和食弁当」の限定販売

- ・委託者が指定する京料理店と仕入れ・販売に係る調整を行い、会場内で販売を行うこと（10店舗程度で各店舗 20食～30食を想定）
- ・広く一般の消費者が購入できるように十分な広報を行うこと
- ・会場内に飲食スペースを設置すること
- ・販売の詳細については、主催者と協議の上、決定すること。

②京の食文化発信（岡崎公園一帯）

ア 「京都の食材」を生かしたフード等の販売

- ・京都府内からの出展（店）者募集・取りまとめ、各種調整等を行い、会場内で府域の観光プロモーション及び飲食ブース出店を行うこと
- ・出展（店）ブースについては、委託者が指定する出店ブース及び一般公募による出展（店）ブースを 20～25 箇所程度設置すること
- ・調理が必要なブース出店者にも対応できるよう、ブース内の仕様を整えること。
- ・委託者が指定するブース出店者が調理を行う際に必要な食材や調理器具等の調達をすること。またこれにかかる費用、ブース出展（店）への謝金等の支払いについては、受託者の負担で行うこと。
- ・ブース及び飲食スペースは雨天時等でも対応可能な仕様で設置すること
- ・出展（店）者説明会を開催すること
- ・出展（店）者説明会の開催に係る出展（店）者との調整や資料作成、会場の用意等は受託者の負担で行うこと
- ・事前準備や当日の動き等についての出展（店）者用のマニュアルを作成すること。
- ・出展（店）要項の詳細については、主催者と協議の上、決定すること。
- ・一般来場者がイベントの趣旨を十分に理解でき、回遊性の高い会場設計及び安全面に配慮した計画を策定し、実施すること
- ・受託者は必要に応じて、会場及び消防、警察、保健所等と十分に協議し、各種申請を行うこと。また、委託者へその内容を漏れなく報告すること。

イ 和食や京料理をはじめとする京都の食を中心とした食文化に関する展示会

※①シンポジウムのイと同様

ウ 「京の食文化」をテーマとしたステージプログラム等

- ・ステージプログラムの出演者との調整を行うこと。
- ・一般来場者がイベントの趣旨を十分に理解できる内容のプログラムを作成すること。

(2) 全体企画に関すること

①運営体制の整備

- ・本委託業務の運営に係るスケジュール、経費の管理及び本事業の企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること。
- ・受託後は速やかに運営事務局を設置し、本事業対応専用電話番号及び専用メールアドレスを設けること。
- ・スケジュール表(工程表)を契約締結後速やかに委託者に提出すること。
- ・各会場において、それぞれの業務責任者を配置するとともに必要な人員を整え、円滑な進行管理・運営管理を行うこと。また、全体の統括者を配置すること。
- ・受託者は、委託者・出展(店)者・来場者等からの連絡に対し、速やかに対応できる体制を整えること
- ・自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。
- ・必要に応じて消防や保健所、警察などへの許認可等申請、文化財保護関係の申請手続き、イベント保険や展示物に対する保険の加入、警備員配置、会場誘導・運営スタッフ員の配置、各種販売イベントにおける効率的な販売方法等を業務として盛り込むこと。
- ・委託者や関係機関等との打合せを行った場合は、速やかに報告書を作成し、委託者に提出すること。

②運営計画等の作成

- ・運営計画を企画し、運営マニュアル、進行シナリオ、会場配置図・配員図等の運営に必要な資料(委託者が指示するものを含む)を作成すること。
- ・開催における安全管理マニュアルを作成すること。

③出演者及び出展(店)者

- ・事業実施が円滑に行われるように、当日に向けた準備及び調整を行うこと。また、荷物の搬入・搬出、その他出演に係る必要な経費の支払いを受託者の負担で行うこと。
- ・出演者及び出展(店)者等への謝金等は受託者で負担し、支払いを行うこと。

④会場警備・誘導・案内業務

- ・来場者の導線確保等、誘導計画を作成すること。
- ・会場案内、誘導案内について、施設管理者と事前に調整を行い、来場者等の安全を確保すること。
- ・駐車場の誘導員を配置すること
- ・会期中は、本事業開催時間内外(夜間含む)において、警備員を配置すること。

⑤会場設営

- ・本事業の開催に際し、必要な設備の搬入搬出、電源の配線を含む会場の設営及び撤去を行うこと。
- ・受託者は設営に当たって、必要な物品の確認・手配、設備の準備等について、委託者、施設管理者と事前に調整すること。
- ・本事業で発生した廃棄物の処理は、受託者の責任において対応すること。
- ・搬入搬出・設営及び撤去に係る経路等については、委託者、施設管理者と事前に調整を行い、安全の確保に留意すること。
- ・会場使用にあたる注意事項については、「みやこめっせご利用の手引 miyakomesse.jp」、「岡崎公園利用要項 (okazakikouenriyouyoukou.pdf (kyoto.lg.jp))」、「岡崎公園利用手引書 (okazakikouenriyoutebiki.pdf (kyoto.lg.jp))」等を確認すること。

(3) 広報に関すること

① 広報計画の作成及び広報活動の実施

- ・本事業の開催を広く周知し、事業効果の最大化を図るために、効率的かつ効果的な広報計画を立案し、府内外から多く集客できる広報活動を実施すること。
- ・チラシ等を作成し、効果的な配付、配架を実施すること。
- ・聴講者の募集に当たっては、効果的かつ効率的な手法で行うこと。

② 京都の食文化の魅力発信及び京都の食文化の理解度向上を図るため、本事業に関する独自提案を行うこと。

(4) その他

- ① 業務を推進するために必要な関係箇所への許認可等の手続きを行うこと。
- ② 次年度以降の参考とするため、来場者の満足度等を図るアンケート調査を行うこと。
- ③ その他効率的かつ効果的な事業企画があれば提案すること。
- ④ 本業務遂行にあたり、建造物等の破損や紛失などの損害を与えた場合や、関係者もしくは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害の補償・賠償を行うこと。
- ⑤ 肖像権及び著作権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続きについては受託者において行うこと。

3 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施にあたって、受託者は委託者との連携を密にし、適宜協議又は打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者と協議及び打合せをした場合は、その内容及び連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。

4 業務完了届

- (1) 受託者は、令和6年3月22日（金）までに、次の事項を記載した本業務の業務完了届を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。

- ・本業務の実施内容及び結果（出展者数と内訳、来場者数等）
 - ・本業務に要した経費の内訳（収支決算書、支出の費目別内訳等）
 - ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (2) 受託者の責に帰すべき理由による業務完了届の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。

8 成果物

受託者は、事業の様子を記録した写真・動画等の一式を電子媒体及び冊子として、委託者に提出すること。なお、写真等での記録に際しては、今後の和食関連事業における広報・PR活動に使用できるよう、質の高い写真の撮影を行うこと。

- (1) 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。
また成果物及びその素材の写真について、委託者の許可する第三者が使用及び編集することができるようにすること。
そして成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (3) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 その他

- (1) 本契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。
- (2) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (3) 受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行なうものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (6) 本事業を次年度においても引き続き実施することとなり、異なる事業者にて運営することとなった場合には、スムーズに事業継続できるよう、適宜必要に応じて新しい受託者に業務の引継ぎを行うこと。